# 事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成16年12月14日
担当部：中華人民共和国事務所

## 1.案件名

青海省環西寧圏総合観光開発計画調査

## 2.協力概要

(1) 事業の目的

環西寧圏における総合観光開発計画（マスタープラン）の策定を通じて、同地区における生態環境の保護に配慮した、持続的な観光開発の実施の方策を明らかにする。

(2) 調査期間

2005年2月～2006年6月（17ヶ月間）

(2) 総調査費用

2.5億円

(4) 協力相手先機関

ア．調査責任機関：青海省環西寧圏総合観光開発計画調査プロジェクト指導グループ

- 本指導グループは馬培華副省長をトップとし、省弁公庁、省発展改革委員会、省交通庁、省文化庁、省環境保全局、省林業局、省旅遊局等の関係機関より構成され、本調査の中国側の最高責任機関と位置づけられる。
- 本調査の進捗等について、実施機関である省旅遊局に対して適宜指導、助言、監督等を行う。

イ．調査実施機関：青海省旅遊局

(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

ア．調査対象地域：総合観光開発計画（マスタープラン）の策定については、西寧市を中心とした半径約150キロメートルの環西寧旅遊区（鳥島を含む約8万平方キロメートル）を対象とする。

イ．観光開発基本戦略：観光開発基本戦略の策定に当たっては、青海省全域をその対象とする。

ウ．技術移転の対象：青海省旅遊局をはじめとする、観光開発計画策定に関連する部署の職員、技術者。

## 3.協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

ア．現在の中国においては、内陸部と、急速に経済発展が進んでいる沿海部との経済格差が著しい。2002年の一人当たりGDPは上海が40,646元で最高であるのに対し、最低の貴州省は3,153元であり、約13倍もの格差がある。地域間経済格差の是正は焦眉の課題となっている。

イ．内陸部に位置する青海省の一人当たりGDPは6,424元で、全国平均8,184元に満たず、全国31省・自治区・直轄市の中で19位に留まっている。また総人口528.6万人のうち、約62％を占める農村人口の平均収入は1710.8元(全国平均2622元)に過ぎず、内陸部貧困省の一つと位置付けられる。

ウ．青海省の今後の経済開発のけん引役と考えられる産業、開発方針の一つとして、豊富な観光資源の開発・整備による観光産業の振興等が掲げられている。青海省は自然的、文化的に貴重な資産を有

しており、観光開発のポテンシャルは非常に高いものがある。一方、低い森林被覆率、閉塞湖である青海湖等に代表されるように、同省の有する観光資源は非常に脆弱であり、観光開発を進めるに当たっては、生態系への配慮が必要不可欠である。

エ．同省では2001年より、2020年を目標年次とした青海省観光業発展計画を策定し、実施中である。しかし同計画は達成目標とそれに基づくインフラ整備が主となっており、同省の脆弱な自然環境への配慮、観光産業振興策、人材育成策等のソフト面の対策が十分とは言えず、実際的かつ総合的な基本計画にはなっていない。

カ．上記のような背景の下、生態環境保護に配慮した、持続可能な観光開発計画の策定が緊急の課題となっている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

観光業育成の必要性については、国家第10次五カ年計画の中で、観光業を新たな経済成長スポットとするべく、新商品開発や観光インフラの整備、サービスの質の改善の必要性等が謳われている。青海省第10次五カ年計画（2001～2005）の中においても、観光産業を全省の第3次産業の中心に位置付け、国民経済の支柱産業とする旨明記されている。また上述のとおり、青海省では2001年より、2020年を目標年次とした青海省観光業発展計画を策定し、実施中である。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

青海省において、同分野で事業を実施している他国機関は特になく、整合性に係る問題は特に発生しない。

（4）我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置づけ

援助重点分野「貧困克服のための支援」、開発課題「地域間格差の是正」に位置付けられる。

## 4.協力の枠組み

（1）調査項目

ア．現状分析・基本戦略策定

- 中央及び青海省の観光開発政策、観光資源評価調査結果、青海省にて現在実施中の観光業発展全体計画等のレビューを通じた、観光資源開発に係る課題の抽出・整理、既存資料、情報の収集・整理
- 観光開発基本戦略の策定
- 日中両国の旅行業者対象のワークショップ

イ．環西寧圏における総合観光開発計画（マスタープラン）の策定

- 観光開発対象地域のゾーニング
- 観光関連インフラ整備計画（安全対策計画を含む）の策定
- 観光商品開発計画の策定
- 観光振興マーケティング計画／宣伝計画の策定
- 観光関連人材育成計画の策定
- 観光資源保全計画の策定
- 環境社会保全計画の策定
- 観光開発／振興に係る法制度、組織整備計画の策定
- 段階的実施計画の策定（短期：～2010、中期：～2015、長期：～2020）
- 経済、財務評価の実施
- 環境社会配慮調査の実施
- 優先プロジェクトの選定
- 日中両国の旅行業者対象のワークショップの開催

ウ．優先プロジェクトについての実現可能性調査（F／S）の実施

- 事業費の積算（環境社会配慮に係るコストを含む）
- 経済、財務分析の実施
- 実施計画及び実施監理計画の策定
- 環境社会配慮調査の実施
- 技術移転セミナーの実施

(2) アウトプット（成果）

ア．環西寧圏における総合観光開発計画（マスタープラン）の策定。

イ．青海省旅遊局をはじめとした観光開発計画策定等に関係する組織における、観光開発基本戦略の策定、生態系の保護に配慮した持続可能な総合観光開発計画策定、及びF／S実施に係る関連知識、技術の向上。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

ア．コンサルタント（分野／人数）
総括／地域計画1名、観光計画1名、観光振興1名、地域開発／土地利用1名、インフラストラクチャー1名、組織制度／人的資源開発1名、環境社会配慮1名、社会経済1名 合計8名

イ．その他
研修員受け入れ、技術移転セミナーの実施

## 5.協力終了後に達成が期待される目標

（1）提案計画の活用目標

提案された総合観光開発計画（マスタープラン）及びF／S結果が青海省の観光開発関連の政策に活用される。

（2）活用による達成目標

マスタープランに基づいた活動により、観光業による収入が増加する。また環西寧地区の観光資源（自然環境を含む）が持続可能な方法で利用される。

## 6.外部要因

（1）協力相手国内の事情

ア．政策的要因：政策の変更による観光開発に係る優先度の変更

イ．行政的要因：予算措置の不足、関係機関間の調整の不備等

ウ．社会的要因：対象地域における治安の悪化

（2）関連プロジェクトの遅れ

特になし。

## 7.貧困・ジェンダー・環境等への配慮

（1）必要に応じて地域住民等の利害関係者との協議を実施する。その際は参加者に偏りが生じないよう配慮する必要がある。

（2）観光化により予想される廃棄物の発生、流入車輌の増加による大気汚染等については、必要に応じて影響がより少ない代替案を検討する等、緩和策の検討が必要となる。

（3）道路・ダム建設等を含む大規模なインフラ整備、大規模な湖沼の埋め立て等が検討されることになった場合は、カテゴリ分類の修正を検討することとする。

## 8.過去の類似案件からの教訓の活用

現在実施中のボスニア・ヘルツェゴビナを対象とした「エコツーリズムと持続可能な地域づくりのための開発計画調査」では、個別短期専門家の派遣や国別研修との連携を進めつつ、多面的なアプローチによる成果の達成を目指している。本件に関しては、旅行ガイドや通訳、ホテルマン等の育成を目的としたJOCV（日本語教師）の派遣要請が青海省から出される見込みであり、派遣時期等の諸条件が整った場合は有機的な連携を検討することとしたい。

## 9.今後の評価計画

（1）事後評価に用いる指標

ア．活用の進捗度

- 提案されたマスタープラン及びF/S結果の青海省の観光開発関連政策への反映状況。
- 実施機関である青海省旅遊局によるマスタープラン及びF／S結果に基づいた活動の実施のための、予算・人員の確保、実施体制の整備状況。

イ．活用による達成目標の指標

観光客数、観光収入額

（2）上記ア．およびイ．を評価する方法および時期

- 調査終了後、3～5年後を目途に事業評価を実施する。